

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（農林水産省）

制 度 名	特定地域における工業用機械等の特別償却（奄美群島）	
税 目	所得税・法人税（措法第 12 条第 1 項の表の第 1 号ハ、第 45 条第 1 項の表の第 1 号ハ、第 68 条の 27、措令第 6 条の 3、第 28 条の 9、第 39 条の 56）	
要 望 の 内 容	<p>【特別償却制度の拡充・延長】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 離島振興対策実施地域に類する地区としての奄美群島における、製造業、農林水産物等販売業、情報サービス業等の用に供する設備に係る特別償却制度（取得価額 2,000 万円超、機械・装置 10/100、建物等 6/100）及び旅館業の用に供する設備に係る特別償却制度（取得価額 2,000 万円超、建物等 6/100）について、適用期間を 2 年間延長するとともに、以下のとおり拡充すること。</li> </ul> <p>[拡充]</p> <p>旅館業に関する地区要件の撤廃 「過疎に類する地区」に限る → 撤廃（奄美群島全域が対象）</p>	
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲5.9 百万円 （▲900 百万円）

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>昭和 28 年 12 月に本土復帰した奄美群島は、産業の振興、社会資本の整備等のための諸施策が、国、関係地方公共団体及び地域住民の努力により着実に実施され、各般にわたり相応の成果をあげてきた。しかしながら、本土から遠く隔絶した外海に位置し、台風の常襲、ハブや特殊病害虫の生息等、厳しい地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を抱えており、本土等との間に経済面・生活面での諸格差がいまだ残されている。高齢化の進展や若年層を中心とした人口の流出等の社会面の問題も含め、奄美群島の抱える多くの課題に対応し、コミュニティの維持・再生を図る必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>奄美群島の魅力と資源を活用し自立的経済社会構造に転換するため、成長分野である、黒糖焼酎等の「製造業」、さとうきび等の特産物を活かした「農林水産物販売業」、近年スポーツ合宿、花粉症の避粉地等として注目されつつある「観光関連業」、整備された情報通信基盤を活用し地理的・自然的不利性を克服することができる「情報通信サービス業等」の振興を図る必要がある。</p> <p>政策目標である定住人口の減少傾向の改善を図るためには、就業機会の確保、交流人口の拡大、本土並で安定的な所得水準の確保が必要。そのためには成長可能性が高い農業、観光関連業、情報サービス業等を始め、産業振興に資する事業活動を支援する必要がある。よって、本特例措置の適用期間を延長する。さらに、零細事業者の多い奄美群島における効果的な支援措置となるよう、「旅館業」について適用範囲を奄美群島の一部から全域へと適用範囲を拡大する必要がある。</p>	
<p>今回の要望に関連する事</p>	<p>合理性</p>	<p>○政策評価体系</p> <p>《大目標》</p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全の発展を図る。</p> <p>《中目標》</p> <p>農村の振興（産業、農村機能）</p> <p>《施策分野》</p> <p>農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全</p> <hr/> <p>政策の達成目標</p> <p>過疎化、高齢化等が進行している地域における人口減少の悪化を抑制。</p> <hr/> <p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> <p>2 年間</p> <hr/> <p>同上の期間中の達成目標</p> <p>製造業、旅館業、農林水産物販売業、情報通信サービス業等の活性化及び雇用機会の拡充を図ることにより、奄美群島の魅力と資源を活用した内発的産業の振興を図り、地域経済社会を自立的経済社会構造に転換する。 このことを踏まえ、以下のものを数値目標として設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過疎化、高齢化等が進行している地域における人口減少の悪化を抑制 (基準値：H18 年度末～H20 年度末の年平均人口減少率 1.0%)</li> </ul>

		<p>政策目標の達成状況</p> <p>前回の目標（中山間地域の一戸当たり農家総所得の維持（各年度 485 万円を維持））の達成状況については、団塊世代の退職による兼業農家の農外所得の減少等の影響により、平成 21 年度は 401 万円（推計値）となっている。</p> <p>本特例は、食料・農業・農村基本計画における「農村コミュニティの維持・再生」を図る政策手段として位置付けられ、また、同様の制度を主管する関係省における政策目的、達成目標の状況から、本達成目標に変更することとした。</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>過去 5 箇年における製造業、旅館業、農林水産物等販売施設、情報通信サービス業等に係る主な設備投資額（自治体ヒアリング）によると、年平均で 721,591 千円、3 件の適用が見込まれる。</p>
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>過去 5 箇年の適用事例における効果をみると、1 件あたり平均 5 名の新規雇用を生んでおり（自治体ヒアリング）、就業機会の拡充によって人口流出に歯止めをかける効果が見込まれるとともに、地域における定住化、集落機能の維持・増進等が図られ、コミュニティの維持・再生に寄与するものと考えられる。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	無し
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>・農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 24,591 百万円（H22 当初、国費）等 （農山漁村における定住や二地域間居住、都市との交流を促進するため、地域の創意工夫による取組を総合的かつ機動的に支援等）</p>
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>予算上の措置は、地方公共団体等が、例えば、農道等の農業生産基盤や農業集落排水施設等の生活環境基盤を整備するなどの公共性の高い事業を行うために支援するものである。</p> <p>それに対して、本特例は、個々の民間事業者（法人・個人）を対象に、奄美群島への企業の進出や設備投資を促すインセンティブを与える優遇措置である。</p>
	要望の措置の妥当性	<p>本税制特例は、民間事業者を対象に各種産業活動を活性化させる優遇措置として設けるものである。零細事業者が多い奄美群島において、設備投資をした民間事業者を直接税制面から支援する本特例措置は効率的かつ効果的である。</p> <p>税制特例措置は、全業種を対象としているのではなく、奄美群島の振興開発に特に重要な業種を対象としており、必要最小限の措置である。</p>
これまでこの措置の適用実績と効果に 果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>平成 17 年度に 3 件、平成 19 年度に 2 件の適用実績があった。</p> <p>平成 22 年度においては、自治体等においては製造業等の施設の新増設に係る適用が見込まれている（自治体ヒアリング）。</p>

<p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	<p>平成 17 年度に黒糖焼酎製造業者が本特例措置を活用し機械を増設、人口 2 千人の村において 8 名の雇用創出に繋がり、また地元黒糖を原料とするため農家の経営安定にも寄与した事例があるなど、奄美群島における雇用創出・安定的な所得水準の確保に貢献している。 引き続き、本特例の周知浸透と更なる活用の進展により、企業の進出や設備投資が促され、雇用と所得が確保されることを通じ、地域における定住化、集落機能の維持・増進等が図られ、コミュニティの維持・再生に寄与するものと考えられる。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>中山間地域の一戸当たり農家総所得の維持</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>前回の目標（中山間地域の一戸当たり農家総所得の維持（各年度 485 万円を維持））の達成状況については、団塊世代の退職による兼業農家の農外所得の減少等の影響により、平成 21 年度は 401 万円（推計値）となっている。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 10 年度 創設（機械等 13/100 建物等 8/100 2,300 万円超） 平成 11 年度 適用期限の 2 年延長（機械等 12/100 建物等 7/100） 平成 12 年度 拡充（過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加） 平成 13 年度 適用期限の 3 年延長 （機械等 11/100 建物等 7/100 2,500 万円超） 平成 16 年度 適用期限の 2 年延長 " 拡充（離島振興対策実施地域に類する地区における農林水産物を小売する事業を追加） " 除外（過疎に類する地区におけるソフトウェア業を除外） 平成 17 年度 離島振興対策実施地域に類する地区における特別償却率の引下げ（機械等 10/100 建物等 6/100） 平成 18 年度 適用期限の 1 年延長 平成 19 年度 適用期限の 2 年延長 " 取得価格要件の引き下げ（2,500 万円超→2,000 万円超） 平成 21 年度 適用期限の 2 年延長 離島振興対策実施地域に類する地区における情報通信産業等を追加（機械等 10/100 建物等 6/100）</p>